

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
放射能濃度確認実施要領書

放射能濃度確認対象物の種類:

遠心分離機(OP-1B)部品のうち、

部品(3)上下フランジ部

遠心分離機(OP-2)部品のうち、

部品(1)、部品(2)、部品(3)中央円筒部、部品(4)

放射能濃度確認対象物: 金属(鉄系、アルミ系)

要領書番号: 原規規発第2003093号

令和2年3月

原子力規制委員会

確認実施要領書 改訂来歴

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 放射能濃度確認
要領書番号:

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和2年3月9日	制定
	以下余白	

1. 目的

令和2年1月27日付け令01原機(峠)107をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「申請者」という。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す

る法律(昭和32年法律第166号、以下「法」という。)第61条の2第1項及び試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年文部科学省令第49号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター放射能濃度の確認申請があったので、当該申請に対して規則第4条に定める事項を確認するもの。

2. 確認場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

3. 確認対象

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 放射能濃度の確認申請について」(令和2年1月27日付け令01原機(峠)107。以下「確認申請」という。)の本文 三 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量に記載されている放射能濃度確認対象物を確認対象とする。

詳細には、ウラン濃縮試験に使用したOP-1A、OP-1B及びOP-2の遠心分離機(OP-2の高性能遠心分離機を除く)を遠心機処理設備の分解設備で分解し、化学分離処理設備において湿式化学除染を行った部品のうち、OP-1Bの遠心分離機の部品(3)上下フランジ部、OP-2の遠心分離機の部品(1)*²、部品(2)*²、部品(3)*²中央円筒部、部品(4)*²であり、総重量は約5トンである。

4. 確認事項

- ① 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が、法第61条の2第2項の認可*¹を受けた方法に基づき行われたこと。
- ② 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度が、規則第2条各号に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。

*¹ 「独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書(平成27年10月30日付け27原機(峠)091にて申請、平成28年8月9日付け28原機(峠)052、平成29年11月2日付け29原機(峠)090、平成30年3月7日付け29原機(峠)180、平成30年4月25日付け30原機(峠)024、平成30年6月5日付け30原機(峠)047及び平成31年1月11日付け30原機(峠)139をもって一部補正、平成31年1月25日付け、原規規発第1901254号にて認可)

*² 部品(1): 〃、部品(2): 〃、部品(3): 〃、部品(4): 〃

5. 確認内容

具体的な確認項目、確認内容及び確認方法は、別紙1及び別紙2に示す。

6. 判定基準

各確認項目の判定基準については、別紙2に示す。

7. 再測定時の採取方法

添付資料1 再測定を行う対象物の採取方法について

8. 参考図

添付資料2 放射能濃度確認に係る参考図(認可申請及び確認申請から抜粋)

- ・図1 遠心分離機の分解から部品保管までの概略フロー
- ・図2 評価単位における全アルファ放射能濃度の決定方法の流れ
- ・図3 鉄系測定単位1の著しい偏りがないことの確認方法
- ・図4 鉄系測定単位2の著しい偏りがないことの確認方法
- ・図5 アルミ系測定単位1の著しい偏りがないことの確認方法
- ・図6 アルミ系測定単位2の著しい偏りがないことの確認方法
- ・図7 アルミ系測定単位3の著しい偏りがないことの確認方法
- ・図8 遠心機・部品保管室の配置図
- ・表1 電離イオン測定装置による測定条件

9. 確認結果の記録の様式

添付資料3 放射能濃度確認成績書

確認項目一覧表

確認項目		要求事項
1 測定及び評価が認可申請に従って行われたことの確認		規則第4条第1号
放射能濃度確認対象物の種類	1-1-1 放射能濃度確認対象物の種類	規則第5条第1項第4号
	1-1-2 放射能濃度確認対象物の除染	規則第5条第2項第2号
評価単位	1-2-1 評価単位の設定	規則第5条第1項第5号
	1-2-2 放射能濃度分布の均一性及び想定される放射能濃度	規則第5条第2項第3号 規則第6条第1号
評価対象放射性物質の種類	1-3-1 評価対象放射性物質の種類	規則第5条第1項第6号 規則第5条第2項第4号 規則第6条第2号
放射能濃度を決定する方法	1-4-1 放射能濃度を決定する方法	規則第5条第1項第7号
	1-4-2 採取対象における放射能濃度の妥当性確認	規則第5条第2項第5号 規則第6条第3号
放射線測定装置の種類及び測定条件	1-5-1 放射線測定装置の種類及び測定条件	規則第5条第1項第8号 規則第5条第2項第6号 規則第6条第4号
放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	1-6-1 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	規則第5条第1項第9号 規則第6条第5号
放射能濃度の測定及び評価のための品質保証	1-7-1 品質保証体制 1-7-2 業務要領 1-7-3 教育・訓練 1-7-4 放射線測定装置等の管理 1-7-5 放射能濃度確認対象物の保管・管理 1-7-6 評価及び改善 1-7-7 記録	規則第5条第2項第7号

確認項目		要求事項
2 規則に規定する放射能濃度の基準を超えていないことの確認		規則第4条第2号
放射能濃度の基準	2-1-1 評価単位における放射能濃度の確認	規則第2条第2号
	2-1-2 採取対象における放射能濃度の確認	

放射能濃度確認対象物の種類に係る確認要領

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-1-1 放射能濃度確認 対象物の種類	放射能濃度確認対象物が、OP-1B遠心分離機の部品 (3)上下フランジ部、OP-2遠心分離機の部品(1)、部品 (2)、部品(3)中央円筒部、部品(4)であること。 (総重量約5トン)	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測 定及び評価の記録など。
1-1-2	放射能濃度確認 対象物の除染	放射能濃度確認対象物が、希硫酸超音波洗浄、水超音波 洗浄、又はジェット洗浄により除染されていること。	記録確認 (全数)

放射能濃度の評価単位に係る確認要領

確認項目		確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-2-1	評価単位の設定	評価単位の重量が10トン未満となるように放射能濃度確認対象物の部品数を構成していること。	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。
1-2-2	放射能濃度分布の 均一性及び想定さ れる放射能濃度	全アルファ放射能濃度を測定しており、評価対象放射性物質の最大放射能濃度が規則第2条に規定する放射能濃度の基準(U-232:0.1Bq/g、U-234、U-235及びU-238:1Bq/g、U-236:10Bq/g)を超えていないこと。なお、全アルファ放射能濃度が検出限界値未満である場合は、検出限界値にて評価していること。	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。

評価対象放射性物質の種類に係る確認要領

確認項目		確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-3-1	評価対象放射性物質の種類	評価に用いる放射性物質が、U-232、U-234、U-235、U-236及びU-238 の5核種であること。	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。

放射能濃度を決定する方法に係る確認要領

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-4-1 放射能濃度を決定する方法	U-232、U-234、U-235、U-236及びU-238のそれぞれの放射能濃度が認可申請に記載のとおり、測定単位毎の全アルファ放射能濃度が検出限界値未満である場合は、検出限界値にて評価していること。	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。
1-4-2 抜取り対象における放射能濃度の妥当性確認	(1) 抜取り対象である放射能濃度確認対象物の各測定条件などが事業者と同様の測定条件となっていること。 (2) U-232、U-234、U-235、U-236及びU-238のそれぞれの放射能濃度が認可申請に記載のとおり、測定単位毎の全アルファ放射能濃度から適切に求められていること。 (3) 抜取りによる再測定値と申請者測定値とを比較して、標準偏差が3σの範囲内に収まっていること。範囲内に収まっていない場合は、再測定を行うこと(1回限り)。	測定確認 (再測定*1)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録並びに抜取り対象である放射能濃度確認対象物の測定値及び評価結果など。

*1 本申請における測定単位は120で、抜取り数は13(添付資料1参照)となり、この数を測定確認での抜取り数とする。また、抜取り方法は、ランダム選定とすることし、その選定期間は、原則として確認当日とする。ただし、申請者の対象物の運搬作業の手間等の状況によっては、事前に選定することも可能とする。

放射線測定装置の種類及び測定条件に係る確認要領(1/2)

確認項目		確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-5-1	放射線測定装置の種類及び測定条件	(1) 放射線測定装置の種類が電離イオン測定装置であり、表1 電離イオン測定装置による測定条件に示される換算定数を用いていること。 (2) 電離イオン測定装置、その他の必要な機器について、点検・校正等が実施されていること。 (3) 測定単位が以下の部品数で構成されていること。 部品(1):鉄系測定単位・・・6個 部品(2):鉄系測定単位・・・2個 部品(3)中央円筒部:アルミ系測定単位・・・2個 部品(3)上下フランジ部:アルミ系測定単位・・・8個 部品(4):アルミ系測定単位3・・・部品数4個	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。

放射線測定装置の種類及び測定条件に係る確認要領(2/2)

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	記録
1-5-1 放射線測定装置の種類及び測定条件	(4) 電離イオン測定装置の測定条件が表1 電離イオン測定装置による測定条件に示すとおりであること。 (5) 全アルファ放射能濃度の検出限界値が測定単位の種類毎に表1 電離イオン測定装置による測定条件に示すとおりであること。	記録確認 (全数)	申請者における確認項目に関連する測定及び評価の記録など。

放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に係る確認要領

確認項目		確認内容及び判定基準	確認方法	記録または具体的確認方法
1-6-1	放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	(1) 放射能濃度確認対象物を収納した収納ラック、収納ケーシング及び収納容器は、濃縮工学的施設の遠心機・部品保管室の遠心機部品保管エリアで保管されていること。	記録確認	申請者における確認項目に関連する保管・管理の記録など。
			目視確認	放射能濃度確認対象物を収納した収納ラック、収納ケーシング及び収納容器が遠心機部品保管エリア内にあることを全数目視確認する。
		(2) 放射能濃度確認対象物は、速やかに養生袋に封入し、整理番号を付して放射能濃度確認対象物を収納していることの表示を行っていること。	記録確認	申請者における確認項目に関連する保管・管理の記録など。
		(3) 評価した放射能濃度確認対象物、確認を受けたもの及び測定前の放射能濃度確認対象物が混在しないように区画していること。	目視確認	確認申請対象部品の収納ラック、収納ケーシング及び収納容器と確認申請対象外部部品の収納ラック等を区画していることを目視確認する。

品質保証活動の実施状況に係る確認要領(1/2)

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	規定・記録または具体的確認方法
1-7-1 品質保証体制	(1) 理事長は、トップマネジメントとして構築し、体系化した組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価並びに放射能確認対象物の保管管理に関する業務(以下「クリアランス業務」という。)に係る計画、実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質保証計画を定めていること。 (2) 放射能濃度確認対象物の発生から分別、放射能濃度の測定及び評価、保管管理、搬出、これら一連の管理に関する記録の作成及び保存並びに不適合発生時の処置の際には、品質保証活動を実施し、クリアランス業務の信頼性を確保していること。 (3) クリアランス業務を統一的に管理する者を組織の中で明確にしていること。	記録確認	保安規定 品質保証計画書 その他、申請者における確認項目に関連する品質保証体制の規定など。
1-7-2 業務要領	クリアランス業務及び当該業務に関する教育・訓練については、保安規定及び品質保証計画並びにこれらに基づく下部規程において要領を定めていること。	記録確認	同上
1-7-3 教育・訓練	(1) クリアランス業務を行う者に対して、当該業務に必要な知識・技術を習得するため、及び習得した知識・技術を維持するための教育・訓練を実施していること。 (2) クリアランス業務は、当該業務に必要な知識・技術を習得したものが実施していること。	記録確認	申請者における確認項目に関連する教育・訓練の記録など。

品質保証活動の実施状況に係る確認要領(2/2)

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	規定・記録または具体的確認方法
1-7-4 放射線測定装置等の管理	(1) 放射線測定装置等の測定機器は定期的に点検・校正等の保守管理を実施していること*1。 (2) 測定・評価について、データ処理システムなどを用いている場合は、そのデータ処理システムの健全性及び設定値の変更の適切性などを適宜、確認していること。	記録確認	申請者における確認項目に関連する点検・校正の記録など。
1-7-5 放射能濃度確認対象物の保管・管理	放射能濃度確認対象物の保管場所、測定エリア及び確認待ちエリアは、放射能濃度確認担当部署の承認を受けた者以外の者が立ち入らないよう、出入管理を行っていること。	記録確認	申請者における確認項目に関連する保管・管理の記録など。
1-7-6 評価及び改善	(1) クリアランス業務を定めた要領のとおり実施していること等について、定期的に内部監査等を行い、必要に応じて改善を図っていること。 (2) クリアランス業務において、放射線測定装置の不具合やヒューマンエラー等が発生させないように努めるとともに、万一、不適合が発生した場合適切な処置を行い、必要に応じて、原因の究明及び再発防止のための是正処置を行っていること。 (3) クリアランス業務について、適宜、業務要領を見直していること。	記録確認	内部監査報告書*2 不適合管理・是正処置票等*3 各規程類*4 その他、申請者における確認項目に関連する評価及び改善の記録など。
1-7-7 記録	管理要領などに従って、クリアランス業務の記録、品質保証活動に関する記録等について、適切に記録し、これを保存していること。	記録確認	管理要領などに従い関係記録が適切に記録及び保存されていることを確認する。

*1 1-7-4-(1)の校正記録は、1-5-1-(2)の内容に含まれるため、併せて確認するものとする。

*2 内部監査(毎年1回)が行われた直後の確認申請時において、内部監査の実施状況を確認する。

*3 不適合が発生した場合、是正措置を行った場合等に、その直後の確認申請時において実施状況を確認する。

*4 1-7-1~1-7-7に示す各規程類に変更があった場合は、変更の直後の確認申請時において、変更内容を確認する。

規則に規定する放射能濃度の基準を超えていないことの確認に係る確認要領

確認項目	確認内容及び判定基準	確認方法	具体的確認方法
2-1-1 評価単位における放射能濃度の確認	各評価単位におけるU-232、U-234、U-235、U-236及びU-238の放射能濃度(D)の規則第2条に定める5核種の放射能濃度の基準値(C)に対する割合(D/C)の和($\Sigma D/C$)が1を超えていないこと。	確認申請の確認	確認申請の表3(放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果)に記載されているU-232、U-234、U-235、U-236及びU-238の $\Sigma D/C$ が1を超えていないこと。
2-1-2 抜取り対象における放射能濃度の確認	確認項目1-4-2で選定した抜取り対象である放射能濃度確認対象物におけるU-232、U-234、U-235、U-236及びU-238の $\Sigma D/C$ が1を超えていないこと。	測定確認(再測定)	抜取り対象である放射能濃度確認対象物を測定した結果から評価したU-232、U-234、U-235、U-236及びU-238の $\Sigma D/C$ が1を超えていないこと。

再測定を行う対象物の抜き取り方法について

再測定の目的は、申請者が認可された測定方法や確認対象物の管理方法に基づいて実施していることを実際に確認することである。したがって、一申請あたり、再測定を行う対象物の抜き取りは以下の方法で行う。

- (1) 抜き取り数の設定に当たっては、JIS Z9015-1による1回抜き取り方式、通常検査水準Ⅱ、なみ検査、合格品質限界(AQL) $\leq 1.5\%$ 、0-1判定、を参考とする。代表的な確認申請数について、JIS Z9015-1の付表1と付表2に基づいて決定した抜き取り数を下記表に示す。
- (2) 抜き取りはランダムサンプリングとし、測定単位の総数から抜き取り数の合計が以下の表の値(JIS Z9015-1の付表1と付表2に基づき決定)になるように選定する。

確認申請数 (測定単位数)	抜き取り数
	なみ検査
51-90(, 3-50)	8
91-150	13
151-280	20
281-500	32
501-1200	50
1201-3200	80

(参考文献)

- (1) JIS Z9015-1:2006、計数値検査に対する抜き取り検査手順、第1部 ロットごとの検査に対するAQL指標型抜き取り方式

16

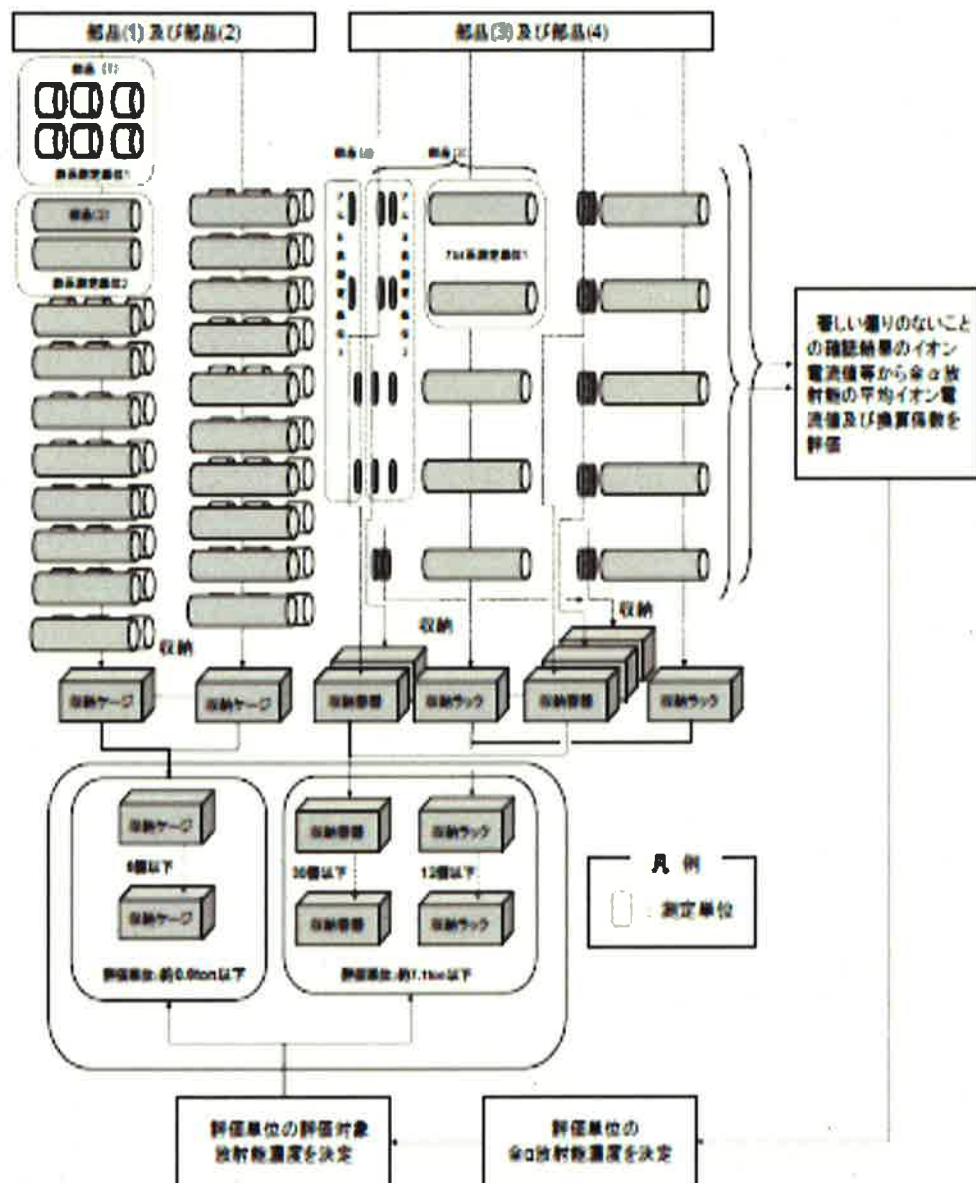


図2 評価単位における全アルファ放射能濃度の決定方法の流れ

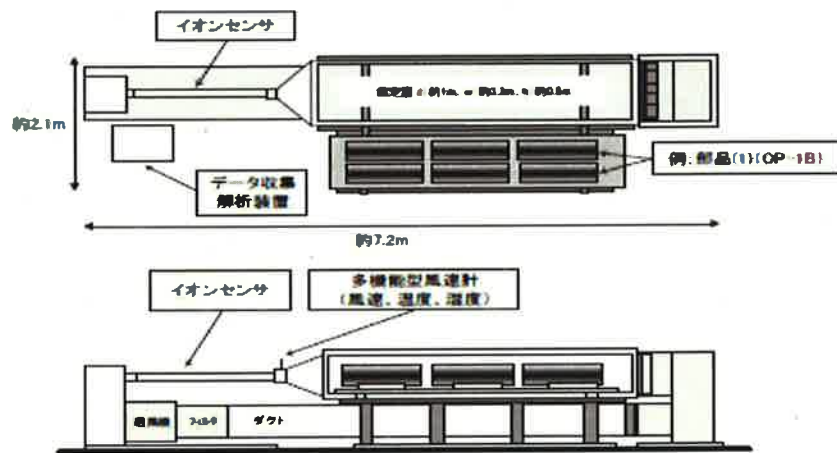


図 3 鉄系測定単位1の著しい偏りがないことの確認方法

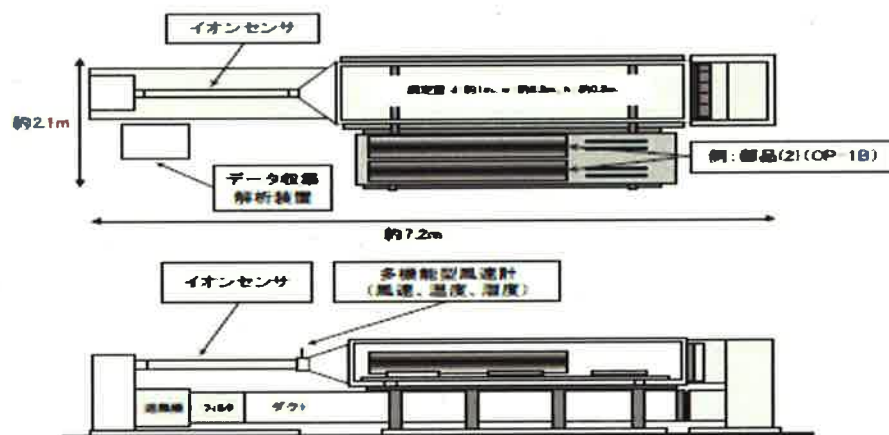


図 4 鉄系測定単位2の著しい偏りがないことの確認方法

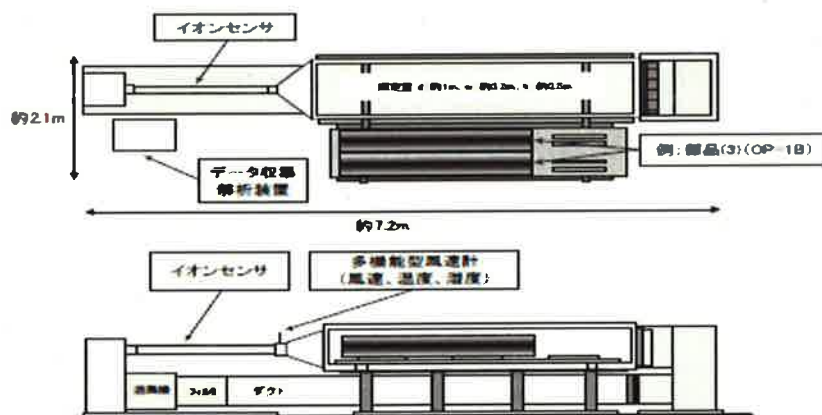


図 5 アルミ系測定単位1の著しい偏りがないことの確認方法

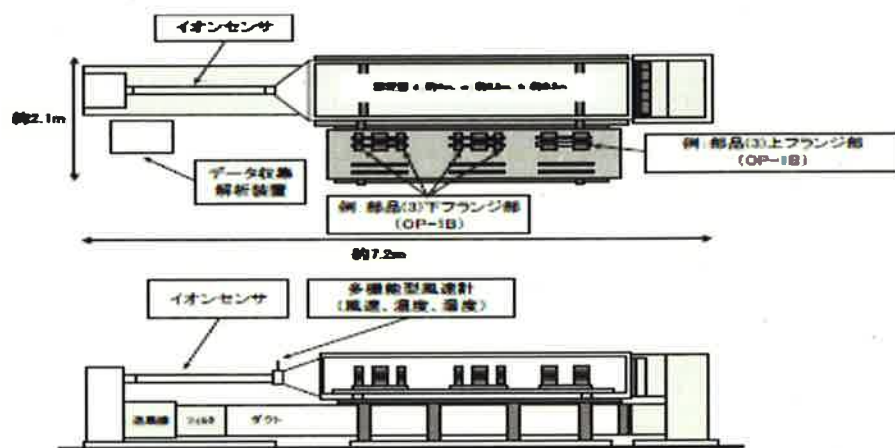


図 6 アルミ系測定単位2の著しい偏りがないことの確認方法

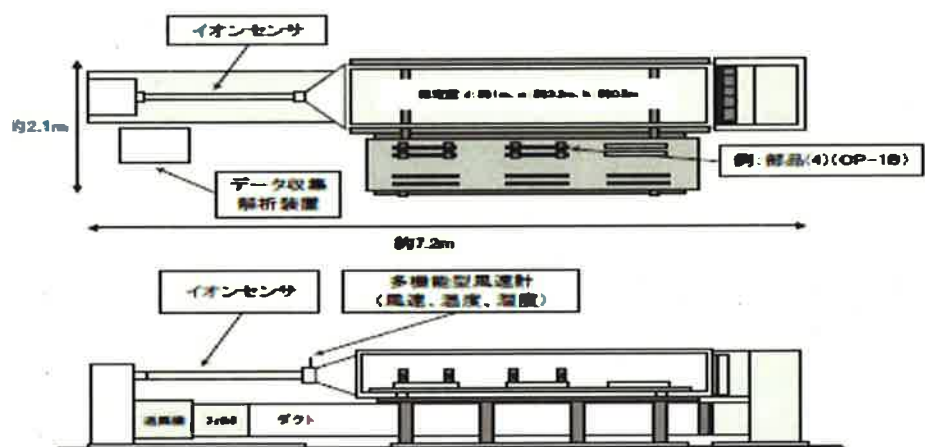


図 7 アルミ系測定単位3の著しい偏りがないことの確認方法



検出器の種類	通気型電離箱
測定条件	放射能濃度確認対象物 放射能濃度確認対象物の配置位置： 測定室台に向かって左端の50mm から2,600mm の 範囲に収まるように放射能濃度確認対象物を電離 イオン測定装置の測定室内の支持台に配置
	バックグラウンド及び放射能濃度確認対象物 移動速度：0mm/sec（静止）
	バックグラウンド及び放射能濃度確認対象物 風速：16m/sec から18m/sec（平均値）
	バックグラウンド 事前循環 ^{※1} 時間：90sec 以上 測定時間：100sec 以上（放射能濃度確認対象物の測 定前後で測定し、総測定時間200sec 以上） 放射能濃度確認対象物 事前循環 ^{※1} 時間：90sec 以上 測定時間：100sec 以上
	放射能濃度確認対象物 ・ バックグラウンドイオン電流値（放射能濃度確認 対象物の測定前後で測定した200秒間以上の電流値 の平均値） 測定値： $5.99 \times 10^{-12} \text{A}$ 以下 標準偏差： $4.80 \times 10^{-14} \text{A}$ 以下 ・ 正味イオン電流値 $1.06 \times 10^{-12} \text{A}$ 以下
α 線強度の換算 係数の評価値	鉄系測定単位1： $4.81 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$ 鉄系測定単位2： $1.61 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$ アルミ系測定単位1： $4.64 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$ アルミ系測定単位2： $4.35 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$ アルミ系測定単位3： $1.11 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$ アルミ系測定単位1（採取孔）： $6.37 \times 10^{14} \text{s}^{-1} \cdot \text{A}^{-1}$
全 α 放射能濃度 の検出限界値	鉄系測定単位1： $9.97 \times 10^{-2} \text{Bq/g}$ 未満 鉄系測定単位2： $1.78 \times 10^{-2} \text{Bq/g}$ 未満 アルミ系測定単位1： $3.86 \times 10^{-3} \text{Bq/g}$ 未満 アルミ系測定単位2： $8.38 \times 10^{-3} \text{Bq/g}$ 未満 アルミ系測定単位3： $1.43 \times 10^{-2} \text{Bq/g}$ 未満 アルミ系測定単位1（採取孔）： $5.29 \times 10^{-3} \text{Bq/g}$ 未満

※1 事前循環は、測定室内の全 α 放射能がほぼ均一になるように放射能濃度
確認対象物の測定前に行う循環運転のことである。

表1 電離イオン測定装置による測定条件

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

放射能濃度確認成績書

年 月

確認成績書

放射能濃度確認対象物に係る工場等の名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
確認申請番号	令01原機(峠)107(令和2年1月27日付け)
確認場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
確認期間	年 月 日 ～ 年 月 日
確認結果	添付1～3のとおり
判定	
確認員の氏名	次紙「確認実施者」のとおり
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 立会責任者の氏名	次紙「確認実施者」のとおり
備考	

確 認 実 施 者

確 認 年 月 日	放射能濃度確認員	立会責任者

添付1 確認結果一覧表(1/2)

確認項目										1-5-1					1-6-1		
評価単位 管理 No.	部品名	測定単位管理 No.	測定 単位 数	1-1-1	1-1-2	1-2-1	1-2-2	1-3-1	1-4-1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)
				種類	除染	重量	想定放 射能 濃度	評価対象 放射性物質	濃度を 決定す る方法	測定装 置	校正 記録	部品数	測定条 件	検出 限界値	保管容器	養生	区画
EEF2-ST-11	部品(1)	2GI-DS-19-0001～2GI-DS-19-0023 2GI-DS-19-0025～2GI-DS-19-0030 2GI-DS-19-0032	30														
	部品(2)	2GI-RS-19-0001～2GI-RS-19-0023 2GI-RS-19-0025～2GI-RS-19-0030 2GI-RS-19-0032	30														
	部品(3) 中央円 筒部	2GI-CS-19-0001～2GI-CS-19-0023 2GI-CS-19-0025～2GI-CS-19-0030 2GI-CS-19-0032	30														
EEF2-AL-11	部品(3) 上下フ ラ ン ジ部	2GI-CX-19-0001～2GI-CX-19-0015	15														
	部品(4)	2GI-PS-19-0001～2GI-PS-19-0015	15														

注記: 確認の結果「良」の場合、レ点を付す。

添付1 確認結果一覧表(2/2)

確認項目		1-7-1			1-7-2 業務受領	1-7-3		1-7-4		1-7-5 出入管理	1-7-6			1-7-7 記録
		測定 単位数	(1) 品質保証 計画	(2) 業務の 信頼性		(3) 管理者	(1) 教育・訓練	(2) 力量管理	(1) 点検・校正		(2) データ処理 システム	(1) 評価・改善	(2) 是正処理	
EEF2-ST-11	部品名	測定単位管理 No.												
	部品 (1)	2GI-DS-19-0001～2GI-DS-19-0023 2GI-DS-19-0025～2GI-DS-19-0030 2GI-DS-19-0032	30											
	部品 (2)	2GI-RS-19-0001～2GI-RS-19-0023 2GI-RS-19-0025～2GI-RS-19-0030 2GI-RS-19-0032	30											
EEF2-AL-11	部品 (3)中 矢田商 部	2GI-CS-19-0001～2GI-CS-19-0023 2GI-CS-19-0025～2GI-CS-19-0030 2GI-CS-19-0032	30											
	部品 (3)上 下フラン ジ部	2GI-CX-19-0001～2GI-CX-19-0015	15											
	部品 (4)	2GI-PS-19-0001～2GI-PS-19-0015	15											

注記:確認の結果「良」の場合、し点を付す。

添付2

**放射能濃度確認対象に含まれる
放射性物質の放射能濃度の確認結果**

確認項目	2-1-1	
確認内容及び判定基準	各評価単位におけるU-232、U-234、U-235、U-236、U-238の放射能濃度(D)を規則第2条に定める5核種の放射能濃度の基準値(C)で除した割合(D/C)の和($\Sigma D/C$)が1を超えていないこと。	
評価単位管理 No.	$\Sigma D/C$	判定結果
EEF2-ST-11		
EEF2-AL-11		
備考:		

添付3 放射能濃度の測定値の妥当性確認結果(抜取り再測定の結果)(/)

1-4-2														2-1-2	
確認項目	(1)	(2)							(3)						
		測定条件	評価対象放射性物質 放射能濃度の基準値C (Bq/g)	U-232 0.1	U-234 1	U-235 1	U-236 10	U-238 1				判定結果			
抜取り対象 測定単位 管理No.			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)								妥当性確認	Σ D/C	判定結果		
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												
			放射性物質の放射能濃度D(Bq/g)												
			D/C												

注記：確認の結果「良」の場合レ点を付す。